

「通行禁止道路」について



道路標識又は道路標示によるもの

対象にするもの

	根拠規定	道路標識・道路標示（例）	
車両通行止め道路	道路交通法第 8 条第 1 項 標識 302		
自転車及び歩行者用道路	同法第 8 条第 1 項 標識 325 の 3		
歩行者用道路	同法第 8 条第 1 項 標識 325 の 4		
一方通行道路	同法第 8 条第 1 項 標識 326-A・B, 303		
追越しのための右側はみ出し 通行禁止道路	同法第 17 条 5 項第 4 号 標識 314, 標示 102		


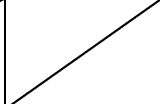
対象にしないもの（例）

	根拠規定	道路標識・道路標示（例）	
大型自動車等通行止め道路	道路交通法第 8 条第 1 項 標識 305, 306		
二輪の自動車・原動機付自転車通行止め道路	同法第 8 条第 1 項 標識 307		
指定方向外進行禁止	同法第 8 条第 1 項 標識 311 A～F		

重量制限及び高さ制限道路	同法第 8 条第 1 項 標識 重量制限：320 高さ制限：321		
路側帯	同法第 2 条第 1 項第 3 号の 4，第 17 条 第 1 項 標示 108 等		
道路法に基づく通行禁止道路	道路法第 46 条第 1 項・第 3 項，第 47 条第 3 項	各種道路標識	


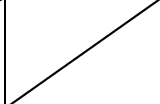
その他法令の規定によるもの

対象にするもの

	根拠規定	道路標識・道路標示（例）	
高速道路（※）の中央から右側部分	道路交通法第 17 条 第 4 項		

※ 高速道路とは、高速自動車国道及び自動車専用道路をいう。

対象にしないもの（例）

	根拠規定	道路標識・道路標示（例）	
高速道路以外の道路の中央から右側部分	道路交通法第 17 条 第 4 項		

(参考条文)

○道路交通法（昭和35年法律第105号）

(公安委員会の交通規制)

第4条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

3・4 (略)

5 道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

(通行の禁止等)

第8条 歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

2 車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。

3 警察署長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を携帯していなければならない。

5 第2項の許可を与える場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に条件を付することができる。

6 第3項の許可証の様式その他第二項の許可について必要な事項は、内閣府令で定める。

(通行区分)

第17条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第9節の2までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中央とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。

5 車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、道路の中央から右の部分（以下「右側部分」という。）にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。この場合において、車両は、第1号に掲げる場合を除き、そのはみ出し方がで

きるだけ少なくなるようにしなければならない。

- 一 当該道路が一方通行（道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止されていることをいう。以下同じ。）となつており、かつ、
 - 二 当該道路の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。
 - 三 当該車両が道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。
 - 四 当該道路の左側部分の幅員が6メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき（当該道路の右側部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。）。
 - 五 勾配の急な道路のまがりかど附近について、道路標識等により通行の方法が指定されている場合において、当該車両が当該指定に従い通行するとき。
- 6 車両は、安全地帯又は道路標識等により車両の通行の用に供しない部分であることが表示されているその他の道路の部分に入つてはならない。

○道路法（昭和27年法律第180号）

（通行の禁止又は制限）

第46条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
 - 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
- 2 道路監理員（第71条第4項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第1号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

第47条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第8章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

- 2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。
- 3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

（通行の禁止又は制限の場合における道路標識）

第47条の4 道路管理者は、第46条第1項若しくは第3項又は第47条第3項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当なまわり道を道路標識をもって明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 道路管理者は、第47条第4項の規定による政令で定める基準を特に明示する必要があると認められる場所には、道路標識を設けなければならない。